

情報セキュリティに関する特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、発注者から業務の委託を受けた受注者は、この契約による業務を行うにあたり、情報資産の取扱いに際し、情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざん等から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

(用語の定義)

第2条 情報資産とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これを印刷した文書を含む。）
- (3) ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(情報セキュリティポリシー等の遵守)

第3条 受注者は、この契約による業務に係る情報資産の取扱いについては、この情報セキュリティに関する特記事項並びに豊見城市情報セキュリティ基本方針及び豊見城市情報セキュリティ対策基準において定められている情報セキュリティに関する事項を遵守しなければならない。

2 受注者は、この契約による作業を行う場合は、豊見城市情報セキュリティポリシーに基づき次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 業務上知り得た機密を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 提供された情報及び関連資料の目的外利用をしてはならない。
- (3) 提供された情報及び関連資料を第三者に提供してはならない。
- (4) 提供された情報及び関連資料の複製、複写をしてはならない。
- (5) 提供された情報は、作業終了後に返還しなければならない。
- (6) 責任者及び監督者を明確にする。
- (7) 作業者及び作業範囲を明確にする。
- (8) 情報漏えいを防ぐために、十分な体制を構築する。
- (9) 事故・不正行為に係るリスク分析を十分に行う。
- (10) 情報セキュリティ上問題となる恐れがあるソフトウェアを使用しない。
- (11) 機器の搬出入を行う場合には発注者立ち会いのもとに行う。
- (12) 作業の手順を明確にする。
- (13) システムを導入する前に十分な試験を行う。
- (14) 試験稼働には、個人情報等の重要なデータを使用しない。
- (15) システムの開発及び保守は、可能な限り稼働中の情報システムから切り離す。

- (16) 機器等について、予防保守（機器等の障害発生を事前に想定した上での交換、定期的なクリーニング等により、障害を未然に防止すること）を実施する。
 - (17) 作業終了後、不要となったID、パスワードは速やかに削除する。
 - (18) 受注者は発注者が保守・管理に使用するハードウェア、ソフトウェアの把握をできるようにしなければならない。
 - (19) 受注者は発注者が認めたソフトウェア以外を導入してはならない。
 - (20) 受注者はシステム開発・保守及びテスト環境からシステム運用環境への移行について、開発・保守計画の策定時に手順を明確にしなければならない。
 - (21) 受注者の従業員に対し、セキュリティ教育を行う。
 - (22) 受注者はシステム開発・保守に関連する資料及びシステム関連文書を適切に管理・保管しなければならない。
 - (23) 受注者はテスト結果を一定期間保存しなければならない。
 - (24) 受注者は情報システムに係るソースコードを適切な方法で保管しなければならない。
 - (25) 受注者は情報システムを変更した場合、プログラム仕様書等の変更履歴を作成しなければならない。
 - (26) 受注者はソフトウェア等の更新、またはパッチの適用をする場合、他の情報システムとの整合性を確認しなければならない。
 - (27) 受注者はシステムの更新・統合時に伴うリスク管理体制の構築を行わなければならない。
- 3 受注者は、この契約による業務履行の必要性により個人情報の取扱いが生じた場合、当該個人情報に係る個人の権利利益の保護を図るため、豊見城市情報公開及び個人情報保護に関する条例により適正に取り扱わなければならない。

（組織体制）

第4条 受注者は、この契約による業務に係る情報セキュリティに関する組織的な体制として次に掲げる事項について書面により明らかにしなければならない。また、内容に変更がある場合、受注者は速やかに書面により発注者へ連絡しなければならない。

- (1) 情報セキュリティに係る責任体制
- (2) 情報資産の取扱部署及び担当者
- (3) 通常時及び緊急時の連絡体制

（教育の実施）

第5条 受注者は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育（セキュリティ特記事項の遵守を含む。）など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第6条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は当該委託業務以外の目的で使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して、知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は当該委託業務以外の目的で使用してはならないこと、その他情報資産の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(情報資産の利用場所)

第7条 受注者は、発注者の事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が発注者に帰属するものに限る。）を、発注者が指示した場所以外で利用してはならない。

(情報資産の適切な管理)

第8条 受注者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、取得情報並びに本業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が発注者に帰属するものに限る。）の漏えい、滅失又はき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(1) 本業務の従事者以外の者に本業務を処理させないこと。

(2) 本業務を処理することのできる機器等は、受注者の管理に属するものに限定するものとし、受注者の役員、従業員その他の者が私的に使用する機器等受注者の管理に属さないものを利用して本業務を処理させないこと。

(3) 発注者の指示又は事前の承認を受けた場合を除き、本業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が発注者に帰属するものに限る。）を第7条の規定により発注者が指示した場所以外に持ち出さないこと。発注者の指示又は承認を受けて持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講ずること。

(4) 発注者の指示又は事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために発注者から引き渡された情報資産を複写し、又は複製してはならないこと。

(5) 本業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が発注者に帰属するものに限る。）を、業務終了後、速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分すること。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うこと。

(6) 本業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が発注者に帰属するものに限る。）を、発注者の指示又

は事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報資産が判読できないよう必要な措置を講ずること。

(情報資産の利用及び提供の制限)

第9条 受注者は、発注者の指示又は事前の承認がある場合を除き、取得情報並びに本業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が発注者に帰属するものに限る。）を、契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(情報資産の受渡し)

第10条 この契約による業務に係る情報資産の提供、返却又は廃棄については、受渡票等で確認し行うものとする。

(指示)

第11条 発注者は、受注者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況について、不適当と認めるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(事故発生時の報告義務)

第12条 受注者は、この契約による業務に係る情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(調査の実施)

第13条 発注者は、この契約による業務に係る受注者の情報セキュリティの運用状況に関し、必要に応じて業務履行場所への立入調査等を行うことができるものとする。

2 受注者は、発注者から業務履行場所への立入調査等の申入れがあったときは、特段の理由が認められる場合を除き、協力しなければならない。

3 発注者は、第1項による業務履行場所への立入調査等による確認の結果、受注者による情報セキュリティの運用状況にかしを認めたときは、期限を定めて改善を勧告するものとし、受注者は、改善勧告を受けたときは、速やかに応じなければならない。

(情報資産の返還又は処分)

第14条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、業務に係る情報資産を、速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第 15 条 発注者は、受注者が情報セキュリティに関する特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償若しくは履行代金の減額を請求することができる。

(実施責任)

第 16 条 受注者は、情報セキュリティに関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めなければならない。

2 受注者は、情報セキュリティ対策を確保するために必要な管理体制を整備するよう努めなければならない。

(その他)

第 17 条 受託者は、第 1 条から第 16 条までに定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。